

航空法

1. 案内情報

手続名	: 業務の管理の受委託の許可
手続根拠	: 航空法第113条の2第1項
手続対象者	: 航空運送事業者
提出時期	: 提出先にお問い合わせ下さい。
提出方法	: 提出先にお問い合わせ下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 提出先にお問い合わせ下さい。
申請書様式	: 提出先にお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例	: 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先:

(運航に関する業務のみ又は運航及び整備に関する業務の管理の受委託の場合)

(1) 特定本邦航空運送事業者に係るものにあつては、

国土交通省航空局技術部運航課 03-5253-8111 (内線50125、50127、50129)

(2) 上記以外のものにあつては、

東京航空局保安部運用課 03-5275-9292 (内線7518～7520)

大阪航空局保安部運用課 06-6949-6211 (内線5218～5220)

(整備に関する業務の管理の受委託の場合)

(1) 特定本邦航空運送事業者に係るものにあつては、

国土交通省航空局技術部航空機安全課 03-5253-8111 (内線50233～50236)

(2) 上記以外のものにあつては、

東京航空局保安部整備審査官室 03-5275-9292 (内線7591～7594)

大阪航空局保安部整備審査官室 06-6949-6211 (内線5265、5266)

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口:

(運航関係)

提出先である

国土交通省航空局技術部運航課 03-5253-8111 (内線50125、50127、50129)

東京航空局保安部運用課 03-5275-9292 (内線7518～7520)

大阪航空局保安部運用課 06-6949-6211 (内線5218～5220)

(整備関係)

提出先である

国土交通省航空局技術部航空機安全課 03-5253-8111 (内線50233～50236)

東京航空局保安部整備審査官室 03-5275-9292 (内線7591～7594)

大阪航空局保安部整備審査官室 06-6949-6211 (内線5265、5266)

3. 手続情報

審査基準 : 通達「業務の管理の受委託の許可実施要領」(平成12年空航第71号、空機第67号)

標準処理期間:

(運航関係)

(1) 委託者が特定本邦航空運送事業者の場合: 5~6ヶ月

(2) 上記以外の場合: 2ヶ月

(整備関係)

2ヶ月

不服申立方法: (行政不服審査法の規定による)